

1935年台湾新竹-台中地震における 地震記念碑

—新竹州と台中州の違いについて—

塩 川 太 郎

はじめに

台湾は、ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの2つのプレートの複雑な動きによって形成された島である。そのため、多数の断層が地表まで伸び、地震が多発する地域となっている。台湾における地震の記録は17世紀より始まり、1624（明：天啓四）年の台南における地震が台湾島における最初の地震の記録であるが、震源地や地震規模が不明であるなど正確なデータは少なかった。⁽²⁾ 17～19世紀までの間に、地震湖ができた地震や津波が発生した記録等が残っているが、いずれも断片的な情報であった。台湾において本格的な地震の記録が行われるようになったのは、日本統治時代（1895～1945年）からである。

台湾の日本統治時代には、被害地震が多数発生している。⁽³⁾ 例えば1904（明治三十七）年の斗六地震（M6.1）、1906（明治三十九）年の梅山地震（M7.1）、1916（大正五）年から1917（大正六）年まで続いた南投地震系列（南投群発地震）（M6.8）、1935（昭和十）年の新竹-台中地震（M7.1）、1941（昭和十六）年の中埔地震（M7.1）では、甚大な被害が発生し、日本の台湾統治に大きな影響を与えた。⁽⁴⁾ 中でも1935（昭和十）年の新竹-台中地震は、死者が3,200名を超え、これまで記録されていた台湾の地震で最も大きな被害を出した地震であることが知られている。⁽⁵⁾

新竹-台中地震は、1935（昭和十）年4月21日午前6時2分に発生した台湾中部（新竹州南部関刀山付近）を震源とするM7.1の地震である（写真1）。⁽⁶⁾



写真1 台中州内埔庄の地震直後の様子

(資料：王正雄・施金柱 (1996) 『屯仔脚大地震老照片特集』)

この地震による死者は3,279人、重軽傷者11,976人、住宅全壊17,927棟、住宅半壊11,446棟である。被害が新竹州と台中州の両州に及んだことから新竹-台中地震と名付けられたが、他に台湾中部大地震、関刀山大地震（主に新竹州側の呼称）、屯仔脚大地震（主に台中州側の呼称）などと呼ばれる。

新竹-台中地震による震災後、台湾総督府が中心となって復興を行ったが、その過程で複数の記念碑が建てられた。塩川によると新竹州には7基、台中州には3基の合計10基の地震記念碑が建てられ、現在も存在していることが明らかとなった。これらの記念碑は、同一の災害における記念碑でありながら形状は多種多様であり、碑文もそれぞれ異なっている。新竹州と台中州では、地形的な違いがあり、また地震で動いた断層も異なることから、被害範囲にも大きな差が見られる。このような違いも各地域の記念碑の設置事情に影響している可能性がある。また、当時は日本統治時代であり、震災復興は総督府や新竹・台中両州の最重要課題であると共にその復興の成果を示す記念碑の設置には統治する側の意向が強く反映されていたと考えられる。しかしながら、台湾において地震記念碑に関する研究は少なく、記念碑と地域との関係はほとんど分かっていない。

そこで本稿では、詳しい研究が行われていない1935（昭和十）年新竹-台中地震の各地に存在する地震記念碑に注目し、行政区域が異なる新竹州と台中州

との違いを明らかにするとともに、その要因について考察を行った。

I. 新竹州と台中州における被害

1) 新竹州について

新竹州は台北州と台中州の間に位置し、西は台湾海峡に面して、東には中央山脈がある。昭和八年新竹州要覧⁽¹³⁾によると、新竹州の面積は2,692m²、人口709,442人であった。行政区域は1市8郡4街38庄に区画されている。現在の行政区域では直轄市の新竹市と桃園縣、新竹縣、苗栗縣に相当する。この新竹州要覧では新竹州には内地人（日本人）、福建人（本省人）、広東人（客家人）、蕃人⁽¹⁴⁾等が居住していることが記載されているが、山間部には広東人が比較的多く住んでいることが新竹州の特徴である。

交通は、鉄道、縦貫道路などが台北、台中まで伸びているが、州下の道路は山や河川が多いことから、他の州よりも著しい遜色があると記されている⁽¹⁵⁾。特に地震の被害があった新竹州南部の苗栗郡は山地であり、交通が不便であったことが伺える。また、日本統治時代の台湾の様子を紹介した宮川によると、当時の新竹州の状況として農業以外に誇示できるものは無く、客家人が多いため、素朴で単純であると同時に殺伐としているという印象が述べられている⁽¹⁶⁾。

2) 台中州について

台中州は、台湾中西部に位置し、北には新竹州、南には台南州がある。西は台湾海峡に面し、東は中央山脈があり、花蓮港に接している。昭和八年台中州要覧⁽¹⁷⁾によると、州の面積は7,383.4m²、人口1,094,453人であった。行政区域は1市11郡10街48庄に区画されている。現在の行政区域では直轄市の台中市と彰化縣、南投縣に相当する。台中州の民族は新竹州と同様に内地人、福建人、広東人、蕃人等が居住している。

州内の交通は、日本の統治下における道路整備により、自動車による運輸も不便が無かったようである⁽¹⁸⁾。鉄道も台中線、海岸線があり、私鉄も複数造られ、交通インフラは比較的発達していた。また、宮川は台中州の風土が良く、市街の清楚な雰囲気から、台中は台湾の京都のようであると述べている⁽¹⁹⁾。

3) 両州における地震の被害

1935年(昭和十)の新竹-台中地震における新竹州の被害は、死者1,369名、重軽傷者4,596名、住宅全壊11,391戸、住宅半壊7,058戸であった(表1)。被害は、1市7郡33街庄に及び、死者は苗栗郡銅羅庄で327人と最も多く、次いで苗栗郡公館庄の250人となり、苗栗郡の被害が最も大きかった(表2)。一方、台中州の被害は、死者1,910名、重軽傷者7,380名、住宅全壊5,536戸、住宅半壊4,388戸であった(表1)。被害は、1市5郡18街庄に及び、死者は豊原郡内埔庄で962名と最も多く、次いで豊原郡神岡庄の508名、大甲郡清水街の312名となり、台中州北部地域の被害が大きかった⁽²⁰⁾(表2)。

10名以上の死者が出た地域を見てみると、新竹州では16街庄であったのに対し、台中州は半数の8街庄であった(表2)。これは、新竹州では獅潭断層周辺と苗栗郡の後龍溪沿いで大きな被害が発生し、被害が広範囲に及んだのに対し、台中州では屯仔脚断層周辺に被害が集中したためである。

当時の台湾では耐震性が低い土塙家屋やレンガ造りの建物が多かったことから、1935年新竹-台中地震では建物の崩壊によって多くの死傷者がでた。⁽²¹⁾一方、この地震による火災の発生は1件のみで、⁽²²⁾関東大震災とは異なり、火災による被害はほとんどなかった。

両州の被害の違いを見てみると新竹州では、住宅の全半壊数が台中州よりも多かったにも関わらず、死傷者の数が少なかった(表1)。これは新竹州の山間部に多く居住している広東人(客家人)には早起きの習慣があり、地震発生時(午前6時2分)には男性が田畑に出ていたためであると報告されている。⁽²³⁾一方、女性は朝食の準備や片付け等により屋内にいたと考えられ、新竹州では女性の死亡率が男性より高くなっていた。⁽²⁴⁾

表1 1935年新竹-台中地震における新竹・台中両州の被害

	死者(人)	重軽傷者(人)	住宅全壊(戸)	住宅半壊(戸)
新竹州	1,369	4,596	12,391	7,058
台中州	1,910	7,380	5,536	4,388
計	3,279	11,976	17,927	11,446

(資料：註(7)より作成)

1935年台湾新竹-台中地震における地震記念碑

表2 新竹・台中両州の死者10人以上の被害が出た地域と死者数

新竹州		台中州	
地区	死者数(人)	地区	死者数(人)
銅鑼庄	327	内埔庄	962
公館庄	250	神岡庄	508
三灣庄	153	清水街	312
南庄	125	沙鹿庄	36
卓蘭庄	98	梧棲街	24
三叉庄	96	豊原街	21
大湖庄	85	東勢街	19
頭屋庄	58	外埔庄	11
獅潭庄	45		
苗栗街	38		
造橋庄	22		
後龍庄	15		
峨眉庄	13		
苑裡庄	11		
頭分庄	10		
四湖庄	10		

(資料：註(7)より作成)

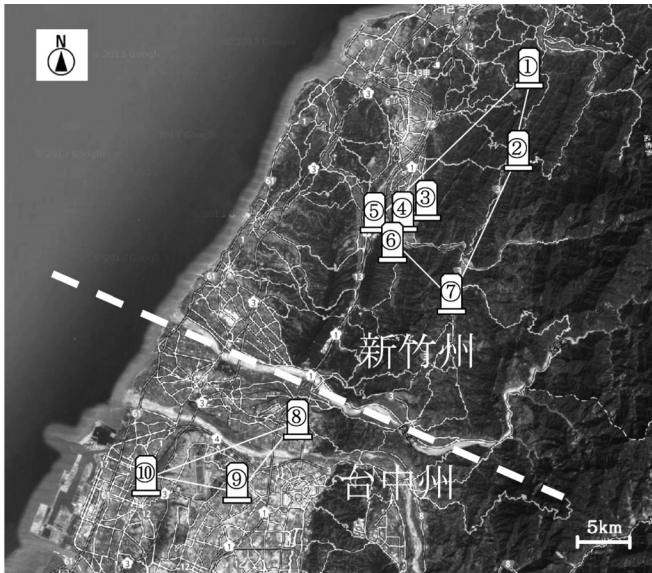


図1 新竹・台中両州における地震記念碑の分布

注：図中の碑の番号は表3の碑の番号に相当する。

(地図データ© 2015 Google, Map Data © 2015 TerraMetrics より作成)

II. 両州における地震記念碑の分布と設置年

1) 記念碑の分布

新竹州では、塩川⁽²⁵⁾によると獅潭断層沿いの三灣庄と獅潭庄に1基ずつ、震源地北側の公館庄に2基、銅羅庄に2基、そして震源地付近の大湖庄に1基建てられたことが分かっている(図1)。いずれも現在の行政区分では苗栗縣に属している。一方、台中州では塩川⁽²⁶⁾によると屯仔脚断層沿いの内埔庄と神岡庄、清水街に1基ずつ建てられたことが分かっている。こちらは現在の行政区分では、すべて台中市に属している。記念碑の位置を頂点とした分布の範囲を見ると、新竹州では125k m²の範囲に7つの碑が存在しているのに対し、台中州では24.9k m²の範囲に3つの碑があることが分かった⁽²⁷⁾(図1)。また、最も離れた碑間の距離も新竹州では23.6km(大河底～大湖)あるのに対し、台中州は14.0km(内埔～清水)であった。これらのことから、新竹州の碑は台中州よりも広い範囲に分布していることが分かる。

2) 設置時期

震災後、最も早く建てられた記念碑は、新竹州の公館庄石圍墻の碑で1935(昭和十)年5月に設置された(表3)。そして最も遅く建てられたのは、新竹州の銅羅庄老鷄隆の碑で1938(昭和十三)年5月に設置された。一方、台中州の碑は、全て1936(昭和十一)年に建てられている。このように1935(昭和十)年新竹-台中地震における記念碑は発生から3年程の間に建てられていることが分かるが、新竹州は地震発生から1か月後に建てられたものから、3年後に建てられたものまで様々であるのに対し、台中州は1年後にほぼ同時期に建てられているという違いがある。

表3 新竹・台中両州における地震記念碑の比較

設置場所	正面碑文	設置年	碑の高さ (cm)	改竄	碑文の 言語	慰霊行事 (現在)	
新竹州	三灣庄 大眼底	①震災慰霊碑	1938年	303	有	日本語	有
	獅潭庄 新店	②慰殉難五十二氏之霊碑	1935年	234	有	漢字のみ	無
	公館庄 公館	③震災本庄之殉難者二百六十二氏記念碑	1935年	342	無	漢字のみ	無
	石圍墻	④大震災殉難之碑	1935年	264	無	漢文	無
	銅鑼庄 銅羅	⑤震災遭難者慰霊碑	1935年	292	無	漢字のみ	無
	老鷄隆	⑥震災殉難者慰霊碑	1938年	352	無	漢字のみ	無
	大湖庄 大湖	⑦震災記念塔	1936年	382	有	日本語	無
台中州	内埔庄 内埔	⑧大震災内埔庄殉難者追悼碑	1936年	470	有(大)	日本語	有
	神岡庄 神岡	⑨大震災神岡庄殉難者追悼碑	1936年	316.5	有(修)	漢文	有
	清水街 清水	⑩皇恩無窮(現在:震災記念碑)	1936年	552.5	有(大)	不明	有

注：表中の碑の番号は図1中の碑の番号に相当する。

(資料：註(9)、(10)より作成)

III. 両州における地震記念碑の比較

1) 形状の比較

新竹州の記念碑は、碑身が円柱状から四角柱状のものまで様々な形がみられ、相似点は少なかった(図2、写真2)⁽²⁸⁾。また、新店と公館の基壇は円盤状となっていて似ているが、新店は碑の移動後に付け加えられたものであり、それ以前には無かったことが分かっている。一方、台中州の記念碑は、内埔と清水の碑が碑身、基壇共によく似た形状であり、基壇にみられる渦巻き状の模様などにも類似点が見られた⁽²⁹⁾(図2)。神岡の碑は内埔や清水の碑とは形状、大きさなど異なっているが、3つの碑の基壇の背面に製作者(施主ではなく製作した職人名)が記されており、内埔と神岡が同一人物であった⁽³⁰⁾。なお、台湾では平らな四角柱型の碑が一般的であり、両州における地震記念碑でみられた形状の碑は少ない⁽³¹⁾⁽³²⁾。

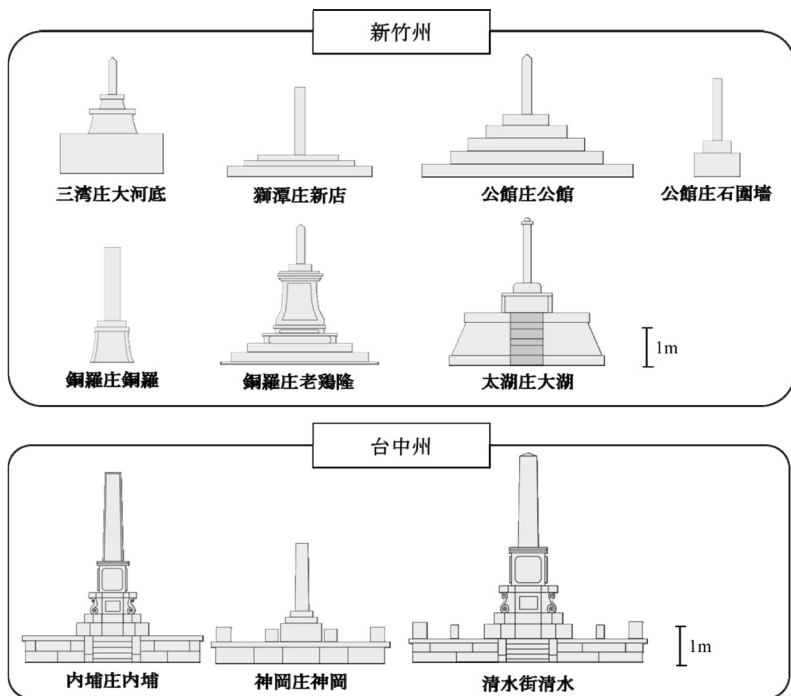


図2 新竹・台中両州における地震記念碑の概略図
 (資料：註(9)、(10)より作成)



銅羅庄銅羅

公館庄石圍牆

公館庄公館

写真2 新竹州における様々な形状の地震記念碑

(資料：2014年筆者撮影)

記念碑のサイズを高さで比較してみると、新竹州における基壇を含めた碑の高さは234～382cm（平均310cm）であったのに対し、台中州では316.5～552.5cm（平均446cm）であった。このことから、台中州で建てられた碑は新竹州よりも比較的大きいことが分かる（表3）。

2) 碑文の比較

新竹州と台中州に建てられた地震記念碑の正面碑文を見てみると、まず新竹州では「慰霊」と「殉難」の文字が含まれる碑文が記された碑が6基あり、慰霊が目的の碑が多い（表3）。一方、大湖の碑は、記念塔と記されているが、基壇部分に御下賜への感謝と慰霊の文があり、これも慰霊碑の一つであるといえる。また、新店や公館では正面碑文にその地域の死者の数が記されており、主に地元の人々のために設置された碑であることが伺える。なお、正面碑文には記されていないが、石圍墻、銅羅、老鷄隆には、碑の一部や基壇部にその地域で亡くなった人々の碑銘が彫られている。このことから、これらの碑も他の地域の碑と同様に地元のために建てられた碑であることが分かる。大湖の碑には、殉難者の碑銘などは見られないが、基壇部分に大湖郡の地震による死者数が書かれ、大湖郡守の名が記されていることから、郡を代表する碑として建てられたとみられる。そして大河底の碑には、亡くなった人の数や碑銘は記されていなかったが、地元の人々の寄付で建てられ、日本統治時代には地元の小学校教師が慰霊行事を行っていたという経緯から、地域との関係が強い碑であるといえる。このように、新竹州では碑文には違いが見られるが、碑の設置目的はいずれも地震で亡くなった人への慰霊であることが分かった。

一方、台中州では、内埔と神岡の正面碑文が地域名を除き同じ「殉難者追悼碑」であった（表3）。これに対し清水街の碑の碑文は「皇恩無窮」⁽³³⁾であった。つまり、清水の碑は慰霊が主な目的である他の記念碑とは設置の趣旨が大きく異なり、特殊な碑であることが伺える。

碑文の言語は、新竹州では大河底と大湖の碑で漢字と片仮名を使用した日本語が見られ、石圍墻の碑では漢文による文章がみられた。そして残りの碑の碑文は漢字のみで、⁽³⁴⁾仮名文字が使われていなかった。一方、台中州では内埔の碑

で改竄を免れた個所から仮名文字がいくつか残され、原文は日本語であったことが分かっている。⁽³⁵⁾ 神岡庄の碑では、背面にある地震の被害を記載した碑文は漢文で書かれていた。清水街の碑は、正面碑文以外の碑文については不明である。

3) 改竄について

新竹州では、7基のうち3基で碑文の改竄がみられた。改竄された部分はいずれも元号の部分で、文字が見えないようにセメント状のもので埋められていたり、削られていたりした(写真3)。新店と大湖の碑では、日本の元号を消去するだけでなく、中国の干支紀年や⁽³⁶⁾ 中華民国歴⁽³⁷⁾を新たに付け加えていた。残りの4基には改竄された跡はみられなかった。

一方、台中では、3基のすべての碑で改竄やその跡がみられた。このうち神岡庄の記念碑では、戦後、碑文中の元号や台中知事名がセメント状のもので埋められていたが、1998(民国八十七)年に修復され、現在は改竄前の状態で保存されている。内埔庄の碑では正面碑文以外の面で改竄が見られた。内埔庄の改竄は、碑文が彫られていた箇所全体を薄く削り取り、そこに新たな碑文が刻まれた薄い石板を張り付ける方法を行っている(写真4)。そのため、原文は読み取ることができず不明である。清水街の碑は、現在は記念碑の全ての面に中国語の碑文が書かれた石板が張られ、内埔庄の碑と同様に原文を見ることができない状態となっている。

このように新竹州では碑文が改竄された碑と改竄されなかった碑があったが、台中州では3つのすべての碑で改竄が行われていた。さらに新竹州では碑文の一部のみの改竄であったが、台中州では全面を覆い隠し、新しく変えるなど改竄の程度が大きかった。



写真3 元号部分が消された新竹州の地震記念碑
(資料：2014年筆者撮影)



写真4 改竄された台中州の地震記念碑
(資料：2013年筆者撮影)

4) 慰霊行事の有無

新竹州では、日本統治時代には慰霊行事を各地で行っていた記録があるが、現在は大河底以外では慰霊行事は行われていなかった⁽³⁸⁾。その大河底における現在の慰霊行事は、毎年地震が発生した4月21日に村長が焼香をするのみで個人規模の行事である。一方、台中州では、現在は3つの全ての碑の前で区主催の慰霊行事が行われている。その行事では、いずれの地域も毎年4月21日（あるいは旧暦の3月19日）に区長をはじめ区内の里長や教育関係者など40～50人が出席し、僧侶の読経や焼香を行う内容の慰霊祭を実施していた⁽³⁹⁾。台中州では、内埔庄において日本統治時代に神式の慰霊行事が行われたことが確認されているが、戦後は仏式の行事に変わっている。

まとめと考察

1) 製作時期と碑の形状

新竹州では碑の設置時期が地震発生直後から3年後までと時間にばらつきがあり、また碑の形状も様々であることから、互いの関連性は非常に少ないと考えられる。新竹州の碑の多様化は、それぞれの地域で計画され、独自に碑が建

てられた結果であると示唆される。一方、台中では内埔と清水の碑の形状が非常に類似していることから、施主や設計者は同じであると思われる。また、内埔と神岡の碑は形状が異なるものの、碑に刻まれた製作者名は同じであった。さらに3つの碑が1936（昭和十一）年の同時期に建てられたということから、台中州では互いに何らかの関わりを持って設置された可能性がある。

碑の大きさでは、新竹州の碑は台中州の碑に比べ小型になる傾向がみられた。これは、新竹州では、被害地域が台中州よりも広範囲に及んだものの、一地域での被害は台中州に比べ小さかったことから、復興関連の予算も分散化によって少なくなり、碑の大きさも相対的に小規模になったのではないと思われる。また新竹州では、地元の人々の寄付による碑の設置がいくつか見られ、こうしたことも碑の形状に統一感が無く、サイズが比較的小型であるという原因の一つと考えられる。一方、台中州の碑は被害が3地域に集中したことから、碑の予算も分散されることなく、大きな碑を建てることができたのではないと思われる。また施主は不明であるものの、一つが「皇恩無窮」の碑であったことから、皇民化運動の一端として建てられたと考えられ、地方自治体ではなく、統治する側（日本本土）の意向が強く反映される州や台湾総督府が関与した碑であることが示唆される。そのため、台中州では権力を誇示するかのような大型の碑が建造された可能性が高い。

2) 碑文と改竄

新竹州の7基の記念碑のうち碑文が漢字と仮名で書かれた碑は2基あり、いずれも碑文の改竄が行われていた。一方、碑文が漢文や日本語であっても漢字のみの碑の場合、新店以外は改竄が行われていなかった。戦後、日本統治を示すものの撤去や破壊が行われた時期に、仮名文字がある記念碑はその対象となり、碑文の改竄が行われたと考えられる。新店の碑では、漢字のみであるにも関わらず改竄の対象になったのは、碑が元は新店の集落内の人目を引く位置にあったことと、抗日運動が盛んだった地域であったことが影響している可能性がある。新店を含む大湖郡では1913（大正二）年の羅福星による大湖抗日革命事件や1932（昭和七）年の農民組合大湖事件が発生している。これらのことが

関係しているかどうかは不明であるが、新店と大湖の記念碑では元号の消去の他、台湾で使用される元号に書き換えられ、新竹の他の地域より改竄の程度が大きかった。

台中州では碑文の言語にかかわらず、全ての碑で改竄が行われていた。特に内埔と清水の碑は元の碑文の内容が分からなくなるほどの大規模な改竄が行われていた。これは、内埔の碑が仮名文字を含めた日本語の碑であり、且つ大型の目立つ碑⁽⁴²⁾であったことが主な原因であると思われるが、清水はこれに加え「皇恩無窮」の碑であったことが碑文の全面改竄となった要因であると考えられる。一方、神岡の碑は、元号や知事名のみの一部の改竄であった。これは、碑文が初めから漢文で書かれていたことから、日本統治を示す部分が少なく、大きな改竄の必要が無かったためだと思われる。

3) 慰霊行事

新竹州では、現在ほとんどの記念碑で慰霊行事は行われていないが、台中州では3か所すべての記念碑で毎年公的な慰霊行事が行われていた。両州では戦前、記念碑の前で慰霊行事が行われていたが、戦後、新竹州だけ無くなってしまったのは、前述の通り、新竹州では1地域での被害の程度が台中州に比べ小さかったことが原因の一つであると思われる。また、新竹州で記念碑が建てられた場所は、広東人つまり現在でいう客家人の割合が住民の94.1～98.4%に達し、客家人が非常に多い地域である（表4）。客家人の宗教や風習を調査した研究では、客家人は家の目立つ部分に位牌を置く習慣が無いということが指摘⁽⁴³⁾されている。このことから死者の名前が彫られた地震記念碑は、位牌と同じく住民にとって忌み嫌うものであったことが予想される。そのため新店の記念碑では村内から墓地への移設が行われたり、各地域の記念碑では慰霊行事を続けるという行為が消滅してしまったりした可能性がある。

表4 新竹・台中両州における被害地域の人口構成

	人口総数 (人)	内地人 (人)	福建人 (人)	広東人 (人)	その他 (人)	広東人の 割合(%)	
新竹州	新竹市	50,635	5,677	38,321	6,067	570	12.0
	公館庄	18,407	205	367	17,733	102	96.3
	銅羅庄	12,784	40	136	12,581	27	98.4
	大湖庄	11,364	336	303	10,690	35	94.1
	三湾庄	7,971	10	90	7,830	41	98.2
	獅潭庄	5,885	43	64	5,642	136	95.9
台中州	台中市	54,188	13,211	36,773	2,671	1533	4.9
	清水街	29,365	420	28,802	52	91	0.2
	内埔庄	15,724	476	10,571	4,600	77	29.3
	神岡庄	15,106	77	12,607	2,236	186	14.8

(資料：新竹州は註(13)、台中州は『昭和五年國勢調査結果中間報』より作成)

これに対し、台中州では被害が3地域に集中し、被害の程度が非常に大きかった。慰霊行事も各地域の自治体を中心となって大規模な行事を毎年行っていた。そのため震災の慰霊行事は慣例の行事の一つとなり、戦後も廃れることなく現在まで続けられていると考えられる。しかしながら、戦後、公的な慰霊行事を行う場合、日本統治を示す日本語の碑文の存在は好ましくないものであったと推測される。二・二八事件⁽⁴⁴⁾に代表されるように戦後台湾を統治した中国国民党軍による内省人への弾圧が行われた時期もあったことから、内省人の多い内埔、神岡、清水の3つの地域では、慰霊行事を行う上で、民意に関わらず碑文の改竄が必要であったと思われる。戦後間もない頃の内埔庄における慰霊行事の写真では、連合国の国旗が記念碑の周囲に飾られ、神式ではなく、仏式⁽⁴⁵⁾での慰霊行事が行われていた。こうした事情から、新竹州でみられた元号の消去のみという軽微な改竄ではなく、日本語が書かれた台中州の内埔と清水の碑では、慰霊行事を行うために全面、またはそれに近いほどの大規模な改竄が行われたのではないかと考えられる。

4) おわりに

1935(昭和十)年の新竹-台中地震は、新竹・台中の両州に多大な被害を与え、10基の記念碑が設置されたが、両州では碑の分布や碑の形状、碑文の改竄の程度そしてその後の慰霊行事に大きな違いがみられた。これらの違いは、広範囲に被害が及んだ新竹州と断層沿いに被害が集中した台中州という被害の程度の相違や民族構成の違いが影響した結果であり、慰霊行事の有無が碑文の改竄に関係していることが示唆された。

地震記念碑は、過去の地震被害を後世に伝えるだけでなく、災害に対する戒めの意味をも持っている。80年が経過した現在でも慰霊行事が行われている台中州の記念碑は、周辺住民にとって地震災害に対する防災の役目を維持しているが、新竹州の記念碑の多くは、放置され、風化し始めている。これは住民にとって大きな損失であり、災害記念碑に対する理解の促進と石碑保存の対策が喫緊の課題である。

あとがき

本稿は2014年度歴史地震研究会(名古屋大学)において発表した内容の一部に、その後の資料と考察を加えて作成したものである。研究を進めるにあたり佛教大学歴史学部教授植村善博先生には終始ご指導頂いた。また、苗栗縣政府国際文化観光局、獅潭郷役所の方々にはデータの提供や聞き取り調査など、様々な点で協力頂いた。国立台湾図書館、国立台中図書館、国史館台湾文献館の皆様には資料調査に際し大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

註

- (1) 蔡衡・楊建夫(2004)『台灣的断層與地震』、遠足文化事業、p198。
- (2) 鄭世楠・葉永田(1989)『西元1604年至1988年台灣地區地震目錄』、中央研究院地球科學研究所、p255。
- (3) 鄭世楠・葉永田・徐明同・辛在勤(1999)『台灣十大災害地震圖集』、中華民國交通部中央氣象局・中央研究院地球科學研究所、p289。
- (4) 陳正哲(1999)『台灣震災重建史 日治震害下建築與都市の新生』、南天書局、

p234。

- (5) 徐明同 (2005) 『日治時代台湾三大災害地震紀要』、中興工程科技研究發展基金會、p104。
- (6) 森直雄・吳瑞雲 (1996) 『台湾大地震1935年中部大震災紀實』、遠流出版事業、p208。
- (7) 臺灣総督府 (1936) 『昭和十年臺灣震災誌』、臺灣総督府、p710。
- (8) 王正雄・施金柱 (1996) 『墩仔脚大地震老照片特集』、台中縣立文化中心、p159や黄鼎松 (2012) 『苗栗縣文化資産彙編』、苗栗文化觀光局、p317など。
- (9) 塩川太郎 (2014) 「1935 年台湾新竹-台中地震の台中州における地震記念碑について」、歴史地震、29号、61-70。
- (10) 塩川太郎 (2015) 「1935年台湾新竹-台中地震の新竹州における地震記念碑について」、歴史地震、30号、63-74。
- (11) 新竹州では獅潭断層 (全長約15km)、台中州では屯仔脚断層 (全長約14km) が動き、地震の被害を大きくした。蔡衡・楊建夫 (2004) 『台湾的断層與地震』、遠足文化事業、p199。
- (12) 註(7)に同じ。
- (13) 新竹州 (1933) 『昭和八年新竹州要覧』、新竹州、p356。
- (14) 蕃人とは先住民のことであるが、現在台湾では「原住民」と表現することが推奨されている。
- (15) 註(13)に同じ。
- (16) 宮川次郎 (1926) 『新臺灣の人々』、拓殖通信社、p522。
- (17) 臺中州 (1933) 『昭和八年臺中州要覧』、臺中州、p228。
- (18) 註(17)に同じ。
- (19) 註(16)に同じ。
- (20) 被害データは、いずれも臺灣総督府 (1936) 『昭和十年臺灣震災誌』から引用。
- (21) 註(7)に同じ。
- (22) 註(7)に同じ。
- (23) 註(7)に同じ。
- (24) 新竹州 (1938) 『新竹州震災誌』、新竹州、p784。
- (25) 註(10)に同じ。
- (26) 註(9)に同じ。
- (27) 地図計測アプリケーション (Global DPI, LLC) を用いて測定。
- (28) 註(10)に同じ。
- (29) 註(9)に同じ。
- (30) 註(9)に同じ。
- (31) 台湾では長方扁形と呼ばれる。

- (32) 曾國棟 (2003) 『台灣的碑碣』、遠足文化事業、p207。
- (33) 現在は碑文が改竄され、「皇恩無窮」の文字を見ることはできないが、改竄される前の写真が残っていたため、正面碑文のみ原文が判明できた。
- (34) 漢字のみであるが、単語の並び方が中国語ではなく日本語である。ただし、日本語が分からない場合でも漢字の意味が中国語と同じであるため理解することができる。
- (35) 註(9)に同じ。
- (36) 新店の碑では「昭和十年」の部分が「乙亥年」に書き換えられていた。
- (37) 大湖の碑では「昭和十一年」の部分が「民国二十五年」に書き換えられていた。
- (38) 註(10)に同じ。
- (39) 塩川太郎 (2015) 「1935年新竹-台中地震における慰霊行事 一台中州の地震記念碑と慰霊行事について一」、修平學報、30、91-116。
- (40) 記念碑は新店から仙山へ続く歩道上に設置されていたが、現在は公共墓地内に移設されている。
- (41) 大湖郷誌編纂委員会 (1998) 『大湖郷誌』、大湖郷、p855。
- (42) 当初は内埔国小(小学校)内に設置されていたが、学校移転のため、后里区役所の横の広場に移設された。
- (43) 謝晨馨・蔡宜娟 (2011) 『台灣客家宗教信仰的特色』、國立中央大學客家學院電子報、136期。
- (44) 1947(民国三十六)年2月28日に発生した外省人による内省人への弾圧事件である。
- (45) 註(37)に同じ。